那須良輔作品の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、湯前まんが美術館―那須良輔記念館―(以下、「まんが美術館」という。)が、湯前町(以下、「町」という。)の観光 PR や産業振興等に寄与することを目的として提供する、那須良輔氏の原画及びその他作品のデジタルスキャンデータ等(以下、「那須良輔作品」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

(権利)

- 第2条 那須良輔作品の利用に関する一切の権利は、町に属する。
- 2 那須良輔作品の利用の許諾(以下、「利用許諾」という。)は、町内の事業者・団体、または町内在住の個人の利用に限る。

(利用の申請)

- 第3条 那須良輔作品を利用しようとする者は、以下の各号に該当する場合を除き、あらか じめ利用の申請を行い、湯前町長(以下「町長」という。)の許諾を受けなければならない。
- (1) 町の機関が利用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌、インターネット等の報道関係機関が報道目的で利用する場合
- 2 前2号の規定にかかわらず、那須良輔作品の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、申請を要しない。
- 3 利用の申請をしようとする者は、「那須良輔作品利用許諾申請書」(別記様式第1号)に 関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定により申請を行った者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用の許諾)

- 第4条 町長は、前条に定める利用の申請があった場合は、その内容を審査し、第1条に定める目的に寄与すると認めるときは、利用許諾をすることができる。
- 2 町長は、必要があると認める場合には、那須良輔作品の利用方法について、申請者に条件を付すことができる。
- 3 町長は、利用許諾を行ったときは、「那須良輔作品利用許諾書」(別記様式第2号)を、また利用を許諾しない場合は、「那須良輔作品利用不許諾通知書」(別記様式第3号)を申請者へ送付する。
- 4 利用許諾の有効期間は、利用許諾を受けた日から3年間とする。ただし、期間満了の1 カ月前までに、利用者、町長の双方より何ら異議の申し出がない場合は、当該利用許諾は延 長されるものとし、以後も同様とする。

(利用許諾の制限)

第5条 町長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾の申請者(以下、「申請者」という。) の那須良輔作品の利用が次の各号に該当する場合は、利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人(町を除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第4条に規定する町としての目的に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はそ の広告等に利用される場合
- (7) 那須良輔作品の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) 町が提供する那須良輔作品からの著しい変形又は改変等を行う場合
- (9) その他、町長が適切な利用でないと認める場合

(利用上の遵守事項)

第6条 那須良輔作品を利用する者(以下、「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項 を遵守しなければならない。

- (1) 利用する那須良輔作品は、町が提供するデータを利用し、形状やデザインの改変等 の応用利用はしないこと。ただし、第1条に定める目的の達成に必要なものとして 町長が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 那須良輔作品の利用状況に関する事項について、町から資料の提出又は報告を求められた場合は、速やかに応じること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 第4条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示及び利用許諾番号 (「©2022 湯前町 那須良輔作品#●●● (●●●●には、町長が「那須良輔作品 利用許諾書」で個別に指定する利用許諾番号を記載する)」) をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品を提出すること。完成品の提出が困難な

ものの場合は、写真等を提出すること。

(7) その他各種の法令を遵守すること。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有 していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用料)

第8条 那須良輔作品の利用は、無料とする。

(利用許諾の取消し等)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取消すことができる。

- (1) 提出した那須良輔作品利用許諾申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第6条の遵守事項に違反した場合
- (3) 前2号のほか、利用許諾の継続が不適当であると町長が認める場合
- 2 町長は、前項の規定により許諾を取消したときは、「那須良輔作品利用許諾取消通知書」 (別記様式第4号)により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの 日から那須良輔作品を利用することはできない。
- 4 町長は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 町長は、前2項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 町長は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。

(許諾内容の変更等)

- 第10条 利用許諾を受けた者が、許諾内容について変更しようとするときは、あらかじめ「那須良輔作品利用許諾変更申請書」(別記様式第5号)を町長に提出し、町長の許諾を受けなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「那須良輔作品利用 許諾変更通知書」(別記様式第6号)により当該利用者に通知するものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して那

須良輔作品を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について町が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 町は、この規程による利用許諾の申請、又は利用許諾内容の変更申請及び那須良輔作品の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

- 第13条 町は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切 の責任を負わない。
- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、那須良輔作品の利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、 これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。
- 4 町は、前2項に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第14条 町長は、那須良輔作品の適切な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、町教育委員会が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、那須良輔作品の利用に関し必要な事項は、町長が 別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和4年 月 日から適用する。

那須良輔作品利用許諾申請書

年 月 日

湯前町長 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

湯前町の観光 PR 又は産業振興のために那須良輔作品を利用したいので、下記の通り申請します。

記

対象物の名称				
利用区分				
(当てはまるものをすべて○で囲	商品製作	商品パッケージ		
み、合計点数を記入)	広告	その他()
			計:	点
主に利用(販売、掲示等)する場所				
(当てはまるものを○で囲み、詳しく	町内	町外		
記載してください)				
具体的な利用内容				
(製造予定数、サイズ、デザイン等を				
詳しく記載してください)				
有償/無償の別	有償 売価:	円(税込)		
(当てはまるものを○で囲み、有償の	無償			
場合は予定の売価を記載してくださ				
\(\)				
連絡先	TEL/FAX :			
	E-MAIL :			

添付書類

- (1) 利用対象物の完成品の見本(見本が添付できない場合、写真や原稿等)
- (2)企業、団体等の概要書 (パンフレット等) 個人の場合は履歴書等プロフィールがわかる書類を提出

那須良輔作品利用許諾書

年 月 日

(申請者) 様

湯前町長

年 月 日付で申請のありました那須良輔作品の利用について、下記のと おり許諾します。

記

許諾番号	第	号
名称		
備考		

なお、那須良輔作品の利用に当たっては、下記の項目に十分留意してください。

- ① 利用許諾を受けた対象物に、那須良輔作品を利用することができます。ただし、那須良輔作品を用いた対象物の利用に際して、その対象物に著作権者(湯前町)と許諾番号(「©2022 湯前町 那須良輔作品#●●●●」)を明示してください。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、湯前町(以下、「町」という。)は一切の責任を負いません。
- ④ 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を 行います。
- ⑥ 利用者が上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合が あります。
- ⑦ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り 消しにより利用者に生じた損害について、町は一切の責任を負いません。
- ⑧ 那須良輔作品の適切な利用を図るため、利用対象物の販売状況等について報告を求めたり、必要な調査を行ったりすることがあります。
- ⑨ 那須良輔作品の利用に関する規程は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第3号

那須良輔作品利用不許諾通知書

年 月 日

(申請者) 様

湯前町長

年 月 日付で変更申請のありました那須良輔作品の利用については、下 記の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

記

不許諾の理由

那須良輔作品利用許諾取消通知書

年 月 日

(利用者) 様

湯前町長

年 月 日付で利用許諾の決定をしました那須良輔作品の利用について、 下記の理由により 年 月 日付で許諾を取消しましたので通知します。

記

BC BC			
許諾番号	第	号	
取消しの理由	1	那須良輔作品利用に関する規程第9条第1項	
	第	号に該当するため。	
	2	その他	

那須良輔作品利用許諾変更申請書

年 月 日

湯前町長 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付許諾第 号で許諾を受けた那須良輔作品の利用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	現在許諾を受けている内容		変更をする内容(変更がある部分					
	(すべてお書きください)		のみ詳しく記載してください)					
対象物の名称								
利用区分								
(当てはまるもの	商品製作			商品製作				
をすべて○で囲	商品パッケーシ	"		商品パッ	ケージ			
み、合計点数を記	広告			広告				
入)	その他()		その他()		
		計:	点			計:	:	点
主に利用(販売、掲								
示等) する場所	町内	町外		町内	町外			
具体的な利用内容								
(製造予定数、サ								
イズ、デザイン等)								
有償/無償の別	有償 売価:	円		有償売	価:	円		
		(税込)				(税)	<u>入</u>)
	無償			無償				
連絡先	TEL/FAX:	/		TEL/FAX	X:	/		
	E-MAIL :			E-MAIL	:			

添付書類 (1)変更する内容がわかる対象物の見本(2)当初の利用許諾書の写し

那須良輔作品利用許諾変更通知書

年 月 日

(申請者) 様

湯前町長

年 月 日付で変更申請のありました那須良輔作品の利用について、下記のとおり許諾します。

記

	μι	
許諾番号	第 号	
名称		
変更事項	変更前	
	変更後	
備考		

なお、那須良輔作品の利用に当たっては、下記の項目に十分留意してください。

- ① 利用許諾を受けた対象物に、那須良輔作品を利用することができます。ただし、那須良輔作品を用いた対象物の利用に際して、その対象物に著作権者(湯前町)と許諾番号(「©2022 湯前町 那須良輔作品#●●●」)を明示してください。
- ② 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、湯前町(以下、「町」という。)は一切の責任を負いません。
- ④ 利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽が認められた場合、利用者に対し是正を求めるための警告を 行います。
- ⑥ 利用者が上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合が あります。
- ⑦ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り 消しにより利用者に生じた損害について、町は一切の責任を負いません。
- ⑧ 那須良輔作品の適切な利用を図るため、利用対象物の販売状況等について報告を求めたり、必要な調査を行ったりすることがあります。
- ⑨ 那須良輔作品の利用に関する規程は、必要に応じて変更することがあります。